

諮問番号：令和元年度諮問第38号

答申番号：令和元年度答申第35号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

請求人と自動車の接触事故（以下「本件事故」という。）による右手の負傷のため、家事ができなくなったことから外食に頼らざるを得ず、また、家事を手伝ってくれた人に対して「志」をすることは当然であり、これらに経費を要したことから、本件事故の加害者が加入する保険会社から支払われた保険金（以下「本件保険金」という。）を返還する意思はない。

#### 2 処分庁の主張の要旨

外食に要した費用は当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途とは認められない。また、交通事故に遭ったことに伴い費用を要する場合は、事前に処分庁への相談が必要である旨の指示を行っていたところであり、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情があるとは認められない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 処分庁は、請求人が本件保険金を受領したことにより、最低生活に充当できる資力が発生したことから、法第63条の規定に基づき、当該資力を限度として支給した保護金品に相当する額の返還を求めたものであり、本件事故に係る受診料は本件事故の加害者が負担していること及び請求人から事前に自立更生費の申出もないことから、処分庁が、処理基準に基づき世帯合算額8,000円を控除した上で、全額を返還額として決定したことに特段の違法又は不当な点は認められない。

請求人の主張する経費のうち、食費は生活扶助により賄われるものであり、また、「志」についても、それが謝礼として他者に金品を贈与したものであるとしても、それは請求人の自由意思によるもので経常経費のやり繰りにより賄うべきものであるから、いずれも請求人の自立更生を著しく阻害するため、自立更生費として本来の要返還額から控除すべきものに該当するとは認められな

いことから、請求人の主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和2年2月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、被保護者が自動車事故の被害者として保険金等を受領した際、原則として、加害行為の発生時点から損害賠償請求権を有することとなり、当該時点に資力の発生があったものとして、当該資力を限度として支給された保護費の全額が法第63条による返還対象となるが、事故による治療費や被保護者の自立更生のためのやむを得ない費用については、要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている。

なお、保険金等の臨時収入については、その額が世帯合算額8,000円（月額）を超える場合、その超える額を収入として認定することとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、請求人が本件保険金を受領したことから、本件保険金の額から世帯合算額8,000円を控除した額を資力と判断し、法第63条の規定に基づき、当該資力を限度として支給した保護費の全額を返還額としたものと認められる。

この点、請求人は、本件事故により右手を負傷したことにより、外食の経費や家事を手伝ってくれた人への謝礼を要したことから、返還する意思はない旨主張しており、かかる主張は、外食や謝礼の経費について、返還額からの控除を求めているものと解される。

しかしながら、食費は生活扶助により賄われるものであること及び請求人の自由意思による謝礼としての金品の贈与は経常経費のやり繰りにより賄うべきものであることから、これらの経費は、いずれも本来の要返還額から控除でき

る経費に該当するとは認められず、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子